八条」を「。以下この号において「平成十八年健保法等改正法」という。）附則第三十八条第一項」に、「同法第七条」を「平成十八年健保法等改正法第七条」に、「以下」を「以下この号において」に、「以下同じ」を「次項第二号において同じ」に、㈠　附則第五条の規定により読み替えられた」を「㈠　附則第二条の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」に、「を同令附則第五条の規定により読み替えられた」を「を同令附則第二条の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」に、「同令附則第五条の規定により読み替えられた同項」を「同項」に改め、「の例」を削り、同項を同条第一項とし、同条第六項中　㈠　附則第三十八条」を「。以下この号において「平成十八年健保法等改正法」という。）附則第三十八条第一項」に、「同法第七条」を「平成十八年健保法等改正法第七条」に、「以下　㈡　を「以下この号において」に、「以下同じ」を「次項第二号において同じ」に、㈡　附則第五条の規定により読み替えられた」を「㈡　附則第二条の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」に、「を同令附則第五条の規定により読み替えられた同項」を「同項」に改め、「の例」を削り、同項を同条第二項とする。

附則第十一条第一項中「平成二十年度分及び平成二十九年度分の国民健康保険税」を「平成二十年度分の国民健康保険税」に改め、「地方税法」の下に「附則第三十八条の三の規定により読み替えられた同法」を加え、「及び第三項」を「の規定及び同条第三項」に、「並びに介護保険法」とあるのは「、」を「及び同法」とあるのは「、同法」と、「並びに介護保険法」とあるのは「及び」に、「附則第三十八条の」を「附則第三十八条第一項の」に、「ことととされる」を「ものとされた」に改め、「以下」の下に「この項及び第三項において」を加え、「「並びに介護納付金」を「及び後期高齢者支援金等」に、「老人保健拠出金並びに介護納付金」を「、後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金」に、㈡　附則第九条第一項」を　㈡　附則第九条」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

附則第十二条第一項を削り、同条第二項中「平成二十一年度（施行日の属する月以後の期間に限る。）から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」を削り、「船員保険法」の下に「（昭和十四年法律第七十三号）」を加え、同項の表第百十二条第二項の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同表第百二十一条第十項の項中「附則第十二条第二項」を「附則第十二条」に改め、同条第二項を同条とする。

附則第十三条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」を削り、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改める。

附則第十四条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」を削り、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、「及び附則第十八条第五項」を削り、「附則第十四条の三第一項中」を「附則第十四条の三第一項第一号中」に改め、「掛金（老人保健拠出金」と」の下に「、同法附則第十八条第五項中「負担金（」とあるのは「負担金（老人保健拠出金」と」を加える。

附則第十五条及び第十六条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に、「までの間において」を「において平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」に、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改める。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

附則第十八条の見出し中「関する」の下に「なおその効力を有するものとされた」を加え、同条中「医療等に要する費用」の下に「のうち平成二十七年度以前に請求されたもの」を加え、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同条の表第十八条各号列記以外の部分の項を次のように改める。

第十八条	法第四十八条第一項の	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「改正法」という。）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下「平成二十年四月改正前老健法」という。）第四十八条第一項の

附則第十八条の表第十八条第一号の項中「第十八条第一号」を「第十八条第一号イ」に、「こと」を「もの」に、「平成二十年四月改正前老健法」を「改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法」に改め、同項の次に次のように加える。

第十八条第一号ロ(1)から(3)まで	法	平成二十年四月改正前老健法
第十八条第一号ロ(4)	法	改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法

附則第十八条の表第十九条第一項の項を次のように改める。

第十九条第一項	法第四十九条	改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第四十九条
	次条に規定する費用の種類ごとに、同条	次条第二項
	法第四十一条第一項	平成二十年四月改正前老健法第四十一条第一項
	法第四十二条第一項	平成二十年四月改正前老健法第四十二条第一項
	法第四十二条第三項	平成二十年四月改正前老健法第四十二条第三項
	法第五十一条第一項	平成二十年四月改正前老健法第五十一条第一項
	法第八十一条第二項	改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第八十一条第二項
	法第六十一条	改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第六十一条

附則第十八条の表第二十一条第二項及び第四項、第二十二条、第二十三条、第三十二条第一項並びに第三十三条の項中「平成二十年四月改正前老健法」を「改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法」に改める。

附則第十九条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」、「第一条の規定による改正後の」及び「（以下「新健保令」という。）」を削り、「新健保令附則第三条」を「同令附則第三条」に、「新健保令第二十条」を「同令第二十条」に、「、第六十五条及び」を「及び第六十五条並びに健康保険法施行令附則第四条の規定により読み替えられた、同令附則第三条の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の健康保険法施行令（以下「新健保令」という。）」に改め、同条の表第二十条の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同表第二十九条、第四十六条、第六十五条第一項及び第六十七条第三項の項中「第六十五条第一項及び」を「第六十五条第一項第一号イ及びロ並びに」に改める。

附則第二十条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」を削り、「第十九条第一項」を「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び健康保険法等の一部